

## 福島第二原発訴訟控訴審判決

仙台高裁平成二年三月二〇日民事第一部判決

(昭和五九年(行コ)第九号福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件)

(行裁例集四一卷三号五八六頁、判例時報一三四五号三三三頁、判例タイムズ七二六号一〇八頁)

### 〈事実の概要〉

昭和四九年、内閣総理大臣は、東京電力(株)が建設を予定していた福島第二原発一号炉(現在営業運転中)について、原子炉等規制法二三条一項に基づき原子炉設置許可を発給する処分をした。これに対し、原子炉から五〇キロメートル以内に住居するXらが、異議申立てを経た後、許可処分の取消しを求めて出訴した。なお、昭和五年の原子炉等規制法改正に伴い、右処分の権限は通産大臣に承継されている。

第一審福島地裁昭和五九年七月二三日判決(行裁例集三五巻七号九九五頁)は、Xらの原告適格につき、①当該処分の根拠法規がXらの利益を専ら保護する趣旨でなくても、公益と合わせてこれを保護する趣旨であれば原告適格

失われないと述べ、Xらの訴えを棄却した。

Xらが控訴。本判決は第一審判決を一部付加修正した上で、基本的にこれを引用し、Xらの控訴を棄却した。付加修正部分の概要は、以下の通り(ただし、筆者の要約であり、判決原文通りではない)。

### 〈判旨〉

#### (一) 原告適格について

(第一審判旨①に付加して) そして、当該行政法規の趣旨が不特定多数者の利益を個人の利益としても保護するものであるか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、処分の根拠規定が個人の利益を保護すべきものとして位置付けられていると見ることができようかによつて決せられるべきである(最判平成元・二・一七民集四三巻二号五六頁参照)。

(第一審趣旨②に付加して) 本件原子炉の基本設計によれば、災害の及ぶ範囲は施設従業員と周辺住民に限定され、その範囲のものは自己及び子孫の生命、身体等を侵害されるおそれがあることを考えるならば、災害の防止という公益は右範囲のもの安全という個

人的利益に帰着するものと、実質的観点からも考えることができる。

#### (二) 本案について

(第一審判旨⑤に付加・修正して) 特定の問題が施設の基本設計に該当し原子炉設置許可の段階で審査されるべきものであるか、詳細設計や運転管理の問題であるかの判断は、被告の裁量に委ねられる。原子炉炉力バウンダリのS C C(応力腐蝕割れ)対策を基本設計に属さないものとして安全審査から除外した点につき、被告に裁量の逸脱はない。

(控訴審におけるXらの原子力法、原子炉等規制法の違憲論について) 原子炉設置許可の段階でトータルな安全審査を行うか申請にしたがつて段階的個別的に審査するかは立法機関の決すべき事項であつて、立法機関は、原子力発電の技術進歩に鑑み、専門家が最新の科学的知識に基づき段階を追い分野別に安全確保方法の合理性を検証することを保障するため、後者を採用したものと解せられる。この判断は憲法に違反しない。

(三) チェルノブイリ原発事故と本件安全審査

(第一審判決後に発生した) チェルノブイリ原発事故は、設計上の問題に加

え、運転員が規則違反を重ねたことによつて生じた反応度事故である。本件処分が十分であることが確認され、その後においても改善が必要な点は見出されていない。また、現在わが国の原発におけるマン・マシン・インターフェイスは良好なものと評価されており、このことは安全審査の合理性を追跡的に証明している。

（四）付論

本判決は基本設計のみに関して安全性があるというにすぎない。原発の安全確保のためには、基本設計に従った詳細設計、建設、運転と、各段階の関係者による最善の努力とが必要である。そして、火力発電による地球環境汚染等を考えれば、安全性を高めて原発を推進するほかはない。

〈解説〉

一 原子炉設置許可取消訴訟に関する判決としては、これまで、①松山地判昭和五三・四・二五行裁例集二九巻四号五八八頁（伊方原発訴訟第一審判決）、②本件第一審判決、③高松高判昭和五九・一二・一四行裁例集三五巻一二号二〇七八頁（伊方原発訴訟控訴審判決）、④水戸地判昭和六〇・六・二五

行裁例集三六巻六号八四四頁（東海第二原発訴訟第一審判決）の四例があり、本判決が第五番目（控訴審判決としては第二番目）のものとなる。本判決の論点は多岐にわたるため、本稿では幾つかの問題に焦点を絞つて解説を加えることにしたい。

二 まず、原告適格の問題についてである。従来の判決は、法律上保護された利益説に立ちながらも、原子炉設置許可取消訴訟における周辺住民の原告適格を肯定してきた。ただし、原子炉等規制法の処分規定からは、周辺住民の利益をも保護する趣旨を直接読み取ることができない。そこで、本件第一審判決にみられるように、裁判所は周辺住民が保護される趣旨を同法から導くための様々な論理操作を行い、裁判的保護に値する利益説の側から論理の技巧性を批判されてきた（阿部・後掲二九二頁）。

この点に関連して、平成元年二月一七日の新潟空港訴訟最高裁判決は法律上保護された利益説を維持しながらも、処分の根拠法規のみにとらわれず、関連法規を含めた法体系全体から環境行政訴訟等における周辺住民の原告適格を導き出す柔軟な解釈を採用した。この判決は原発訴訟下級審判決の

結論をバックアップするものであつて、本判決は本件第一審判決に付加して最高裁判決を引用した。

そして、その上で本判決は、原子炉災害の性質上「公益」個人利益に帰する「周辺住民の安全」個人利益に帰着するとの実質論を、いわばダメを押す形で展開している。

ちなみに、多数の周辺住民が原告となる原発訴訟において、原子炉からの距離等に照らして原告団の中から原告適格を否定すべきものを選別し除外する必要はあるか否かの問題（いわゆる「線引き」の問題）が論議の対象となつている（その詳細に関し、高木・後掲「もんじゅ訴訟控訴審判」八二頁参照）。この点につき、従来の原子炉設置許可取消訴訟判決は一律に消極的立場をとつており、特に本件第一審判決は、原告適格を肯定すべきものが訴訟を提起している以上、経験則上一見明白に否定すべきものを除いて原告適格を問題にする必要はないとの立場を明確に示した。

しかしながら、これに対し、もんじゅ訴訟控訴審判決（名古屋高金沢支判平成元・七・一九行裁例集四〇巻七号九三八頁）が原子炉から二〇キロメートル以内に住居するものについてのみ原子炉設置許可無効確認訴訟の原告適格を認

める立場を打ち出し、他の原発訴訟への影響が注目されていた（保木本・後掲「もんじゅ訴訟控訴審判」四一頁）。

本判決は、線引きの必要性を認めなかった本件第一審判決の立場を基本的に肯定している。線引基準を設定することが困難であること、原告適格を否定すべきものをあえて選別することの必要性は薄いことに鑑みるならば、本判決の立場が妥当なものと考える。

三 次に、本判決は、本案に関する

論点についても基本的に第一審判決の立場を踏襲した。すなわち、判決は、①原子炉設置許可において原子炉施設の基本設計（第一審判決のいう「基本的設計方針」）の安全性に審査が限定されるのか、②許可要件適合性の判断は行政の裁量に委ねられるのか、③行政の裁量に委ねられるとした場合にその司法統制の在り方はどうか、④上記の観点に照らした本件許可処分の適法性等の点につき、ほぼ本件第一審判決の立場を肯定している。

もつとも、本判決の判断には注目すべき点が幾つか存在している。まず、第一に、Xらは控訴審において、原子炉設置許可においては原子炉施設の基本設計の安全性のみが審査され、施設の安全性に関する他の問題は工事計画

の認可、各種の検査等において個別に審査されるという現行の審査方式（以下「段階的安全規制」方式」という）の違憲性を強く主張した。本判決は、これに答える形で、原子炉設置許可の段階において原発の安全性をトータルに審理するか、「段階的安全規制」方式を採用するかは基本的に立法者の決定事項であるとした上で、「段階的安全規制」方式には原子力技術の発展に対応できる長所があり、立法者の決定は憲法に違反しないとの立場を示した。わが国の「段階的安全規制」方式につき、この様な積極的側面を指摘したものは本判決がはじめてであるといえよう。

ただし、原子炉設置許可段階での安全審査の対象とされる「基本設計」の概念は確立されたものでなく、ある事項がこれに該当するか否かが明確でない場合が存在する。この点に関連して、第二に、本判決は、原子炉施設圧力バウンダリの S C C の問題が基本設計に含まれるとした本件第一審判決の判断を修正し、ある事項が基本設計に該当するか否かは被告の裁量的判断であり、S C C の問題を設置許可の審査から除外した被告の判断に裁量の逸脱はない、と述べた。その妥当性は別と

して、この点は新しい判断であるといえよう。

第三に、従来、原子炉設置許可の違憲性判断の基準時については、処分時説を採用するもの（例えば、本件第一審判決）と判決時説を採用するもの（例えば、東海第二原発訴訟第一審判決）とがあり、裁判所の判断が分かれていた。この点につき、本判決は、本件第一審判決と同様に処分時説を採用している。

原子力技術が発展の著しい分野であることに鑑みるならば、判決時説のほうが原告の救済にあついと考えられる。しかしながら、裁判所が行政判断の過程や手続に照らしてその合理性を検証して行く場合と異なり、裁判所自ら新たな知見に基づいて安全性に関する判断を下すことには相当の困難が伴う。したがって、判決時説を採用しても、安全性判断を覆す明白な根拠のないかぎり裁判所は行政判断の否定にまで踏み込むことができないであろう。筆者は、判決時説と処分時説との実際の隔たりは大きくないものと考え

四 本判決は、ソ連邦チェルノブイリ原発事故発生後に裁判所が本案について下す初の判断となった（前述のものと併し訴訟控訴審判決は、無効確認訴訟の原告

適格の問題を論じたものであった。そのため、原子炉の安全性に関する行政判断の合理性が右事故によって覆されるものであるか否かにつき、審理の過程において原告被告間で活発な議論が交わされ、裁判所もこの問題に関して独自の項目を立てて自らの判断を示している。

もつとも、ソ連とわが国の原子炉形式の差異、従来の原発訴訟における司法審査の在り方からみて、チェルノブイリ原発事故がわが国の原発許可の合理性をゆるがすとの判断は出ないであろうという事前予測が有力であり、本判決の判断もこれにそうものとなった（なお、本件処分の適法性に関する詳細な検討につき、高橋・後掲三三頁以下参照）。

五 さらに、本判決は、結論に付け加える形で、①原発の安全確保のためには、基本設計段階に続く設置・運転の各段階での努力が必要であること、②地球温暖化の問題等を考えれば、原発の安全性を高めてこれを推進するほかはないことを述べている。前者については、「段階的安全規制」方式の是非が訴訟上の争点となり裁判所がこれを是とする以上は、当然の説示であるとの理解も成り立つ。

他方、後者については、国のエネルギー

ギー政策の当否が裁判上の争点となっていないことが鑑みれば、「原発問題一般に関する裁判所の所感を述べたもの」（判時一三四五号「本判決解説」三四頁）であるにしても、唐突との感を免れないものといえよう。

#### 〈参考文献〉

- 本判決の評釈として  
高橋滋・判例タイムズ七二六号三二頁  
本件第一審判決の評釈として  
藤原淳一郎・ジュリスト八三二号二六頁  
高木光・自治研究六一巻二二二八頁  
もんじゅ訴訟控訴審判決の評釈として、多数の中から  
高木光・ジュリスト九四五号八二頁  
保木本一郎・平成元年度重要判例解説（ジュリス  
ト九五七号）四〇頁  
原子炉設置許可取消訴訟判決に関する基本文  
献として  
阿部泰隆・国土開発と環境保全二八七頁（初出、  
判例評論三一四号、三一八号、三二二号）判  
例時報一一四二二号、一一五四号、一一六三  
号）  
塩野宏・行政過程とその統制三七七頁（初出、  
ジュリスト六六八号）  
原田尚彦「東海原発訴訟第一審判決の意味」  
ジュリスト八四三三三七二頁  
保木本一郎・原子力と法二七五頁（初出、判例時  
報八九一頁）

（高橋 滋）  
徳島大学  
助教授